

御社の「人材」を「人財」に変えるお手伝いをいたします

# office TOKEN TOKEN 通信 2020/No.1

東京都目黒区原町2-13-2

特定社会保険労務士 田邊 武範  
行政書士

TEL 03-3714-6916 FAX 03-3715-5163

URL . http://www.office-token-sr.com/

E-mail . tanabe@office-token-sr.com



## ① 外国人雇用状況の届出に在留カード番号の記載が必要になります

**令和2年3月1日以降**に雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出において、**在留カード番号の記載が必要となります。**

現在は外国人の氏名、在留資格、在留期間、生年月日、性別、国籍・地域、資格外活動許可の有無についてのみ記載が求められています。

在留カードの番号の届出にあたって、事業主は在留カードにより在留カード番号を確認しなければならない、とされています。

### ◆届出方法について

**「雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届外国人労働者在留カード番号記載用【別様式】」**が必要になります。この別様式に在留カード番号を記入し、雇用保険被保険者資格取得届または資格喪失届と一緒にハローワークに提出します。

別様式での届出は、雇用保険被保険者資格取得届および資格喪失届が、様式改正（在留カード番号記載欄が追加）されるまでの暫定運用です。様式の改正は、令和2年度中の予定です。

### ≪記載例≫

雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届外国人労働者在留カード番号記載用【別様式】

1. 事業所番号  
4 9 0 0 - 0 0 0 1 1 1 - 0

2. 在留カード番号記載欄

在留資格	在留期間	在留カード番号記載欄 (※在留カードの右上に記載されている12桁の英数字)
1	1	A B 1 2 3 4 5 6 7 8 C D
2	2	A B 2 3 4 5 6 7 8 9 C D
3		
4		

記載例

### ◆ 在留カード番号の記載欄

在留カードの右上に記載されている12桁（英字2桁-数字8桁-英字2桁）の番号を記載する。



- 雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届と一緒に、左の様式に在留カード番号をご記入の上、ハローワークに提出ください。
- インターネットを通じた電子申請「e-Gov(イーガブ)」をする場合も、左の様式に入力・添付をして申請をお願いします。  
※当該様式(Excel)は、e-Gov上に掲載しています。

**!** 別様式での届け出は、雇用保険被保険者資格取得届および資格喪失届が、様式改正（在留カード番号記載欄が追加）されるまでの**暫定運用**となります。様式の改正は、令和2年度中を予定しています。

## ② 令和2年4月1日から健康保険の扶養に「国内居住要件」が追加されます。

外国人労働者の受入れ拡大に伴い、令和2年4月1日から健康保険の扶養者にも国内居住要件が求められることとなります。

外国人労働者の母国に残された家族の疾病、負傷などについても日本の健康保険で給付を行うことになれば、保険財政を圧迫するからです。

被扶養者として認められるには、原則として、日本国内に住所を有することが要件ですが、外国にいても被扶養者として認められる者や日本国内にいても被扶養者から除外される者など一定の例外がありますのでご注意ください。

また、協会けんぽについては施行日(令和2年4月1日)前に被扶養者認定を受けた者であっても施行日時点で国内に居住していない者については施行日時点で適切な資格管理ができるよう必要な対応を行うとしています。

### ◆日本国内に住所を有しないが、例外的に被扶養者と認められる者

- (1) 外国において留学をする学生
- (2) 日本からの海外赴任に同行する家族
- (3) 海外赴任中の身分関係の変更により新たな同行家族とみなすことができる者  
(海外赴任中に生まれたお子さん、海外赴任中に結婚した配偶者など)
- (4) 観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で一時的に日本から海外に渡航している者  
(ワーキングホリデー、青年海外協力隊など)
- (5) 渡航目的やその他の事情を考慮して日本に生活の基礎があると認められる者

### ◆日本国内に住所を有するが、例外的に被扶養者と認められない者

- (1) 「医療滞在ビザ」で来日した者  
※医療滞在ビザとは、日本において治療等を受けることを目的として訪日する外国人患者等(人間ドックの受診者等を含む)及び同伴者に対し発給されるものです。
- (2) 「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者  
(富裕層を対象とした最長1年のビザ)

※国民年金第3号被保険者についても、健康保険と同様に令和2年4月1日から国内居住要件が求められます

## ③ 産業別最低賃金変更のお知らせ

令和元年12月より産業別の最低賃金に変更になりました。

一般的にいう「最低賃金」とは各都道府県によって定められている「地域別最低賃金」を指しますが「産業別最低賃金」とは関係労使が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されます。

ですので、地域別として定められている最低賃金が産業別より低い場合は金額の高い産業別最低賃金が採用されます。

	地域別最低賃金	産業別最低賃金	発効年月日
東京都	1,013円(R1/10/1)	全ての産業について地域別最低賃金が採用されます	
神奈川県	1,011円(R1/10/1)	全ての産業について地域別最低賃金が採用されます	
埼玉県	926円(R1/10/1)	・非鉄金属製造業－944円 ・光学機械器具・レンズ、時計・同部品製造業－959円 ・電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品等製造業－951円 ・輸送用機械器具製造業－961円 ・自動車小売業－957円 上記以外の業種については926円	R1/12/1
千葉県	923円(R1/10/1)	・鉄鋼業－993円 ・電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品等製造業－951円 上記以外の業種については923円	R1/12/25